

入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって

管理された食事を適時（朝；午前8時 昼；午後0時 夕；午後6時以降）

適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

（70歳未満の方）

区分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食 510円
一般（住民税課税世帯）・指定難病患者等			1食 300円
住民税 非課税世帯	過去1年間の 入院期間	90日以内	1食 240円
		91日以降	1食 190円

（70歳以上の方）

区分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食 510円
一般（住民税課税世帯）・指定難病患者等			1食 300円
住民税 非課税世帯 （低所得者Ⅱ）	過去1年間の 入院期間	90日以内	1食 240円
		91日以降	1食 190円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）			1食 110円

令和 7年 4月 1日現在

輝山会記念病院